



ぼうさいあいち

会報 25号 (夏だより)

発行日 令和3年 8月29日

特定非営利活動法人
愛知県防災士会

令和3年度のスタートにあたって

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、愛知県防災士会の活動に格別なご理解・ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

「令和3年度 愛知県防災士会通常総会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年と同様に書面をもつての決議となり、皆様のご理解の下、全議案をご承認いただき無事終了することができました。誠に有難うございました。

新型コロナウイルス感染拡大で1年延期となりました「東京五輪」も7月23日に開会しました。開会式に先駆けて21日より競技が始まり日本選手の活躍が期待されます。



NP0 法人
愛知県防災士会
理事長 寺 島 一 德

さて、今年は例年に比べ5月16日ごろに約21日早く梅雨入りをしました。その中で住民への呼掛けの簡略化、風水害での遅れを防ぐことを目的とする「改正災害基本法」により、水害や土砂災害発生が予測されると各自治体が出す「避難勧告」を廃止し、5月20日から「避難指示」に一本化されました。

今年も7月に入り日本付近に停滞した梅雨前線の影響により、静岡県熱海市等で大きな水害・土砂災害が発生しました。

過去数年を振り返ると、2017年に九州北部豪雨、2018年の西日本豪雨、昨年の7月豪雨等も同時期に発生し、大きな災害となっています。

「命を守る最善の行動」を取る事が重要になります。

昨年度は「スキルアップ研修等」が開催出来ませんでしたが、今年度はコロナ禍の中で会員の皆様の安全を確保し、研修が出来るよう検討しています。

医療従事者や高齢者、それから一般へと重症化を防ぐワクチン接種は始まっていますが、未だ新型コロナウイルス感染終息の見通しが立たない状況に有ります。一日でも早く日常生活に戻って欲しいと祈りたいと思います。

愛知県防災士会は、少しでも多くの地域の方に災害時の防災意識を高める啓蒙活動を続けて行きたいと思います。

今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

・・多難な年を乗り越えるために・・

昨年につづき令和3年の幕開けは多難な門出となりました。

コロナ禍に惑わされ愛知県防災士会の活動も停滞のままで推移
しており危惧しておるところです。

異常な事態とは言え昨年に続き年次総会が書面での開催となり
会員の皆様方と接する機会に恵まれなかつたことを大変残念に想
っております。

コロナ禍の中で何ができるかを模索し歩みを止めることなく前に
進んで行かなければなりません。



特定非営利活動法人
日本防災士会 参与
特定非営利活動法人
愛知県防災士会 理事
常任顧問 保坂 松男

異常な事態であればこそ新たな知恵を出し合い対処するために学びを怠っていけません。

自然の災害は想定外であることは当然であり人間が制御、出来る類のものではなく突然襲つ
てきます。

それに対応できる備えを常にしておかなければなりません。

コロナ禍は災害であり、人災であります、その中で防災の啓発という業態を確りと守り抜い
て行かなければなりません。

昨年は支部発足以来の規約を全面的に見直しを行い新たな組織として出直しました。

NPO法人愛知県防災士会の組織の中身が判らなくとも規約を確りと読み解くことにより
組織の理念が判り集う目標が判ります。

新たな門出に向け地域とともに歩む集団として研鑽に努め共に汗を流してまいりましょう。

令和3年7月31日

・・・想定外の災害に備えるには。・・・

副題：“大雨に備えるため！！”

梅雨明けと同時に全国各地に熱中症の被害が続出しております。

総務省消防庁によりますと熱中症で救急搬送された人の4割超が「住居」で倒れておると言われております。離れて暮らすご家族など大切な人の室内環境をしつかりと把握しましょう。

今年の日本列島は西日本や東海地方で例年よりかなり早く梅雨に入り雨の多い時節に併せ「線状降水帯」という言葉を耳にします。

最近の気象報道で使われる用語であり次々に発生する積乱雲が列をなして停滞し、同じ地域に強い雨を長時間降らせる現象であり、河川の氾濫や土砂崩れ引き起こし各地に大きな被害が出ております。

本格的な台風時期を控え気象情報は多岐にわたりますが情報を確り読み解くことが必要です。



大雨の原因とされております「暖かく湿った空気が山などにぶつかり暖かい空気と冷たい空気の境目に前線が発生し、暖かい空気は上方に移動しようとするので「上昇気流」が発生、その後に、積乱雲（いわゆる雨雲）が発生し雨を降らせる仕組みといわれております。

暖かく湿った空気の流入が続き積乱雲が連続的に発生、積乱雲は上空の風に流され細長く線状になり停滞する、積乱雲単体の寿命は短く一時間ほどで消滅すると言われておりますが線状降水帯の場合は次々と発生を繰り返すことにより長時間の雨となり大雨を降らせる要因になっております。

線状降水帯は古くて新しい気象現象と言われ以前より集中豪雨もたらすことは解明できておりましたがレーダーが発達し雨粒の動きを捉えるようになるまでは発生をリアルタイムに把握することは難しく事前に予測することは「極めて難しい」と言われ更なる解析はスパコンによる予測精度の鍵を握るとと言われています。

専門家は線状降水帯のメカニズムには今だ判らないところが多くあり、それだけ予測が困難と言われております。

予測の難しさは「スケールの小ささ」であり線状降水帯の幅は数 10 km長さは最大で 300 kmと言われ、大きさが数百 kmから 1000 kmの及ぶ台風や前線に比べると小さいために予測が困難であると言わっております。

線状降水帯の停滞により記録的な大雨による災害により河川の氾濫による浸水や山体崩壊による土砂災害が発生しております。

近年の大雨災害等により河川の氾濫や土砂災害などの被害の出た場所は、ハザードマップとの相関関係は明らかになっており信頼に足る情報と言えます。

改めて住まわれております周辺のハザードマップの確認をされますよう勧めます。

最近 5 年間の激甚災害に指定された大雨による災害の発生であります。

	死者・ 行方不明者	住宅被害
令和2年7月豪雨 2020年7月	67 人	7,400 棟以上
西日本豪雨 2018年6~7月	245 人	50,000 棟以上
九州北部豪雨 2017年7月	42 人	3,000 棟以上

気象庁は 6 月 17 日から短時間で集中的な豪雨をもたらす「線状降水帯」の発生を伝える情報の発表をしました。

予報ではなく発生情報なので発表時の土砂災害や河川の氾濫などの危険が迫っている可能性を住民に対し身を守る行動を促す効果を期待を求めて。

「謙虚な大雨に関する情報」の発表基準」

(気象庁による発表は 4 条件総てを満たした場合)

1. 時間雨量 100 ミリ以上の面積が 500 平方キロ以上
2. 雨域が線状
3. 最大 3 時間雨量が 150 ミリ以上
4. 災害の危険度を地図に示す「危険度分布」で一定基準を超過

* 改定された大雨・警戒レベル情報と混同、紛らわしいところがありますので内容を良く確認して下さい。

以 上

大切な家族と自分を災害から守る防災

コロナ感染症の終息が見えない中での地震、台風、洪水、土砂崩れなど、大規模な災害が急増している今、避難所に行かずに助かる方法は？

「防災って何？」を考える

大災害時「公助」を期待せず「自助」自分の力で生き伸びる。

私の防災対策

家のモノを見直す、減らす、配置を変える、他人事とは思わず、「イツカクル！キットクル！」「明日は我ヶ身」と備える。

(対策その1)

ハザードマップで自宅周辺の現状を把握する

被害予測地図とも呼ばれ災害別の自宅危険度をチェックする。ハザードマップは市町村で発生が予測される。自然災害の種類別（洪水、内水氾濫、津波、高潮、火山、土砂災害など）に作成されている。

（国土交通省の「重ねるハザードマップ」が便利。<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>）

※各市で発行されている紙ベースも大切。

(対策その2)

在宅避難の事前準備

コロナ禍の昨今、避難所の収容人数は以前の3分の1。そのうえ、真夜中や急に来る大災害、やはり自分の身は自分で守らねばなりません。

自宅待機の「逃げない防災対策」は常日頃からの準備が大切で、被災後も生活するためのライフラインの備えと家の補強を第一に考え、車のガソリンは常に補充しキャンプ用品（テントや熱源パワーのある発電機や非常電源）があれば安心。アウトドアグッズは防災グッズ。)

(対策その3)

土砂災害の心配のない我が家まずは耐震対策

家具の転倒防止のために、ホームセンターや百均で金具止めや扉のストッパーすべり止めのシートを使い物の下敷き防止や飛び出す物からの命を守る対策が大切と出来る事からコツコツ始める。今すぐできる備えの第一歩はまず家の中から「モノを減らす！」断捨離で部屋をスッキリ、物のない部屋はとても安全。

(対策その4)

生き伸びるための食料確保

以前最低3日と言っていた備蓄。今では1週間いや2週間と言われ、災害の大きさと共に支援物資の入手は大変困難となります。

コロナ禍でマスクや消毒液がまったく手に入らず、スーパーやコンビニからはほとんどの商品が無くなりました。大災害ともなれば道路も寸断され物流は思うようにはならないはずです。

備蓄品は農林水産省発行の「家庭備蓄のすすめ」のテキスト本を参考に我が家で必要な物を①備える → ②食べる → ③買い足す を繰り返す「ローリングストック法」により普段我が家で食べなれている食材と水を確保しています。

食料品は家族のこのみと好きな物、非常食ではなく普段使い慣れているレトルト食品などで準備しています。

(対策その5)

熱源とトイレ対策

災害時のトイレ対策は必須。流さない水洗いトイレ、家のトイレが無事ならばゴミ袋2枚と新聞紙、ペットシートや凝固剤が準備出来れば問題なし。もしも破損していたら、段ボールの箱や木枠とバケツ等で作るコンポスト・トイレを作り、清潔を保つ事に注意します。災害用のトイレは市販品を買っておくのが便利で汚物を収納する袋と凝固剤が入っていて、においも気になりません。

ペット用のトイレに利用する「吸水シート」も吸収力もあり結構すぐれ物、人にも使えます。

温かい料理を食べるための熱源としてのガスボンベは、災害時すぐに店頭から無くなるので1~2本は必要。消費期限は5年ほどですから時々は使って防災クッキングなどを楽しんでいます。焼き肉や、鍋料理などで月に1本のボンベ使用で常に補充と点検です。

震災を他人事と思わずいつ大災害が起きてても家族で生き延びる為の助かるための具体的な行動は、各家庭で、そして家族全員で今一度話し合い、出来る事から始めましょう。そして助かるために大切なのはご近所さんとのおつきあい。朝、晩のあいさつを！！忘れずに。

防災でいちばん大切なことは、命を守ること。いつもの暮らしの中で一つずつ出来る事から始めましょう。

災害時に備えて、赤ちゃんや高齢者をはじめ配慮が必要な方のための食品備蓄を始めましょう

必ず持つべきもの
命を守るために、水を濾して飲むことは絶対に必要です。
そしてカロリーを取るには、お粥やお味噌汁、お湯など。
お湯を沸かせれば、温かい飲み物やお茶が用意できます。

災害時には、物資搬送の渋滞により、特殊有効が手に入りにくくなることが想定されます。平時から少なくとも2週間分を備蓄することが推奨されます。

要配慮者のための食品備蓄のポイント

乳幼児
・粉ミルク
・母乳
・紙コップ、使い捨てスプーン
・多めの飲料水

高齢者
・レトルトパルプフルーツの詰め合せ
・缶詰・トマト缶詰・フリーズドライ食品
・インスタントミ�粉・即席・スープ
・食べ慣れた乾物

食べる場合(かむこと・飲み込むこと)が難くなった方
・やわらかハートルードご飯
・レトルトなどのおひき
・スマイルケアなどのレトルト介護食
・即席・レトルト食・フリーズドライ食

慢性疾患の方
・代謝性疾患【糖尿病・脂質異常症】
・腎臓病
・一般の方と共に備蓄して、瓶詰を工夫
・腎臓病・低たんぱく・低カロリムのレトルト食など、特需食品を多めに備える

食物アレルギーの方(原因食物(アレルゲン)が含まれていない食品)
・アレルギー対応の牛乳ミルク
・アレルギー対応のトマトなどの離乳食
・レトルトなどのおひきやごはん等で使われる加工物
・好物の食品、飲み物

お子様
・お子様の内訳は原則に従うが、お子様の個性や嗜好、お子様の好みに合わせて調整して下さい。
・お子様の内訳は原則に従うが、お子様の個性や嗜好、お子様の好みに合わせて調整して下さい。

なぜ 食品の家庭備蓄が必要なの?

過去の経験によれば、災害発生からライフライン復旧まで1週間以上を要するケースが多くあります。また、災害支援物資が不足して物資搬送の停止によって、1週間はスーパー・マーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことがあります。

そのため、最低3日分~1週間分×必要な食品の家庭備蓄を整めておいてください。



自治体が作成するハザードマップなどを確認し、お住まいの地域の状況に応じて2週間分などに備えることも大切です。

家庭 備蓄 の 例 1週間分 / 大人2人の場合

必備品
・水 2L×6袋×4箱
・1人1日あたり500mlを標準とすると、1人1日あたり1.5Lを標準とします。
・お湯を沸かすのに必要な水

主食
・主食(ごはん)
・1kgの米、カレー、洋芋、パン等
・1kgの米、カレー、洋芋、パン等

主菜
・主菜(おかず)
・1kgの野菜、肉、魚等
・1kgの野菜、肉、魚等

副菜 その他(調味料)
・卵、豆類、野菜のピクルス
・卵、豆類、野菜のピクルス

あなたの食生活別選び方のヒント!

- 普段料理をする▶常備菜・乾物類がおすすめ
- 中食が多い▶常備菜+増量缶詰食品
- 普段料理をしない▶常備菜+好きたもの

梅干し・鮭干・切り干し大根など。
レトルト食・フリーズドライ食品など。
カツラーメン・電子鍋・非常食など。

家庭備蓄のすすめ

はじめよう！おうちで楽しく食品ストック

最低 ③ 日分、
できれば ⑦ 日分
要配慮者なら ② 週間分

月火水木金土日
月火水木金土日

？備蓄食品を用意する際の分類のヒント！

備蓄食品は、大きく分けて「非常食」と「日常食」の2種類があります。専門家でいる食品を多めに買ってしまうだけで、備蓄にならんんです。これらをバランスよく備えることが大事です。

非常食
災害時の備えとして用意し、主に災害時に使用するもの
【非常食は、普段にして日常でも利用可能】

日常食
日々から使用しきつ、災害時にも使用するもの
【日常食は、普段にして日常でも利用可能】

日頃からどんどん食べて好みの味を探しましょう！

詳しくは農林水産省WEBサイトの「家庭備蓄ポータル」で！

SUSTAINABLE
GOALS

農林水産省 大臣官房政策課
官房女性在職室
<http://www.maff.go.jp/tokyoku/stock/index.html>

農林水産省

備蓄食品の選び方

日頃から、半端バランスや使い勝手を考えて各家庭に合った食品を選ぶことが大切です。

- 1 家庭にある食品をチェックし直しましょう。
- 2 栄養バランスを考え、家族の人数や好みに応じた備蓄内容・量を決定。
- 3 足りないものを買い足す。
- 4 対賞期限が切れる前に消費し、消費したものは新しい組み。

簡単!「ローリングストック」



「ローリングストック」とは、普段の食生活を少し多めに買い直しておき、賞賞期限を考慮して古い物から消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



愛知県防災士会がNHK名古屋放送局と協定を締結

令和3年1月15日(金)、NHK名古屋放送局において災害時の連携協力に関する協定を締結しました。

打合せの中で、スマートフォンでの撮影方法やNHKスクープBOXへの投稿方法などをご指導いただきました。今後の防災・減災に向けた取組みとして推進してまいります。

遅くなりましたが、会員の皆さんにも「連携協定に関する協定書」及び「災害時の投稿手順」をお知らせしますので、何卒ご協力をお願い申し上げます。

愛知県防災士会 理事一同



左から 愛知県防災士会 小塚理事、手塚副理事長、寺島理事長
NHK名古屋放送局 味田村様、古林様

特定非営利活動法人日本防災士会愛知県支部と日本放送協会名古屋拠点放送局の
連携協力に関する協定書

特定非営利活動法人日本防災士会愛知県支部（以下「甲」という）及び日本放送協会名古屋拠点放送局（以下「乙」という）は、防災・減災に向けた取り組みを推進させるため、以下の内容に同意し、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国民の生命・財産を守り、災害に強い社会の実現に貢献することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 地域住民の素早い避難などの確な防災行動につなげることを目的として、甲は乙に対し甲に所属する防災士を通して、可能な範囲で以下の情報（以下、「本件情報」という。）を提供する。

対象となる情報は、「防災情報」、「被災情報」、「生活情報」に大別される。

具体的には、

- ▼台風の接近や大雨が予想される場合など、地域の「事前の備え」
- ▼台風や大雨、地震、津波、火山噴火などの「災害発生時の地域の状況」
- ▼被災後の各地域の「被害状況や必要とする支援」

などが想定される。

2 本件情報の具体的な内容は、甲と乙が県内の地域性を鑑みて協議して定める。

（情報提供を行う防災士）

第3条 甲は、協定の趣旨に賛同し、本件情報の提供を行う防災士の名簿を作成して乙に提出する。名簿に変更が生じた場合、乙は、その都度、修正した名簿を甲に提出する。

2 甲は、前項の名簿に掲載する個人情報を次条第2項の目的で取得し、乙に提供することを明示し、それに対する同意を得られた防災士の個人情報のみを名簿に掲載することとし、乙は、この同意の取得に協力する。

（本件情報の発信方法）

第4条 乙は、本件情報を放送やインターネット等を通じて広く住民・視聴者へ発信することができ、取材に利用することもできる。

- 2 乙は、災害時等に、前条の名簿に記載されている防災士に対し、電話等による取材や、番組に出演して本件情報を直接住民・視聴者に発信すること等を要請することがある。要請を受けた防災士は、可能な範囲でこれに協力する。
- 3 その他の本件情報の発信方法は、甲と乙が必要に応じて協議して定める。

(安全の確保等)

第5条 本件情報の提供にあたっては、甲に所属する防災士の安全の確保を最優先にし、乙の放送局もこれに協力する。

- 2 本件情報の提供にあたっては、乙は、甲に所属する防災士に対し、地域の防災士としての活動を妨げないように配慮する。

(費用)

第6条 甲および甲に所属する防災士は、本件情報の提供および前条第2項の出演等を、原則として無償で行う。ただし、乙の要請に応じることで甲または甲に所属する防災士に、交通費等、特別の費用負担が生じる場合は、乙と協議の上、費用負担について取り決める。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、第3条の名簿に記載されている防災士の個人情報を、個人情報に関する法令、ガイドライン、乙が定める個人情報に関する規定に従って取り扱い、この協定の目的以外に使用しない。

(平時の連携と確認)

第8条 甲および乙は、定期的に情報交換やリポートの研修などを実施したり、平常時にも防災関連のニュース番組に防災士が出演したりするなど、普段から緊密な連携に向け努力する。

- 2 甲および乙は、それぞれ相手方との連絡窓口になる担当者を別途定め、緊急連絡先を相互に通知する。甲乙の協力体制は別紙に定めるとおりとする。
- 3 甲および乙は、前項の担当者が変更した場合は、本協定書の存在及びその内容を新担当者に引き継ぐ。
- 4 甲および乙は、少なくとも毎年度に一度は本協定の存在および内容を相互に確認するよう努め、また、いつでも相手方に対して本協定の存在・内容について確認を求めることができる。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項および本協定書の解釈について生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

NHKスクープBOX 投稿の手順について

NHK名古屋放送局 報道部・映像取材

準備

- ▼スマホで「スクープBOX アプリ」と検索し、公式アプリをインストール。
- ▼検索ページで「スクープBOX」と検索するか、QRコードで読み込めば、アプリがなくてもホームページから投稿可能です。

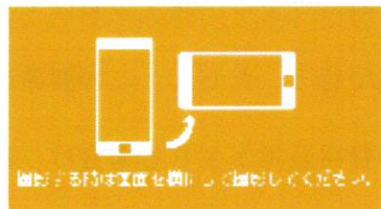


NHK スクープBOX

撮影

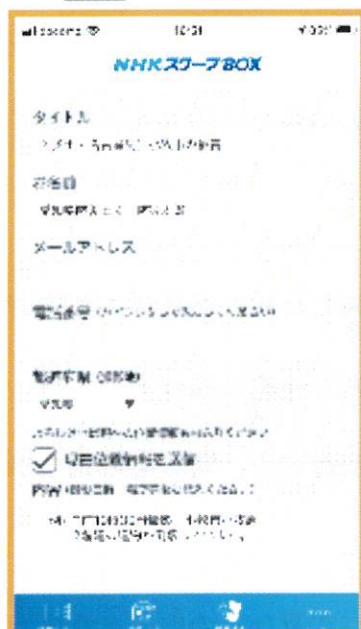
- スマートフォンや携帯電話をヨコ向きにします。
動画または静止画を撮影して保存してください。
※投稿テストでは動画を 10 秒程度撮影してください

撮影は「安全第一」でお願いします！



撮影する時は本位置を横向きにして撮影してください。

投稿



1. トップ画面の「投稿する」をタップし、以下の項目を入力。

(タイトル) 書頭に必ず**「防災士 名古屋局 (内容)」を入力**

例:「防災士・名古屋局 @市の被害」など

※投稿テストの場合は、書頭に**「テスト」**も明記。

(お名前) 投稿者ご本人の氏名**(「愛知県防災士会」など所属も)**

(メールアドレス) ご本人のメールアドレス

(電話番号) 携帯電話番号など、必ず連絡が取れる番号を入力

(都道府県) 撮影した県を選択 ※「現在位置情報を送信」 も可

(内容) 撮影日時や、具体的な撮影場所、撮影内容を記入

※すべてを入力しないと送信できません

2. 「投稿するファイルを選ぶ」をタップ ⇒ 撮影したファイルを選択

3. NHKインターネット利用規約、個人情報保護方針に同意のチェック

4. 画面下部の「投稿する」をタップ

→「投稿映像を受信しました！」と表示されれば、投稿完了

注

- 映像は、複数のファイルをまとめて1回の投稿で送ることもできますが、
10~15 秒程度のファイル1つでもOKです。撮影時間が長かったり、ファイル数が多かったりすると電波の回線状況が悪い場合、投稿に時間がかかることがあります。
- アプリTOP右下の「メニュー」⇒「設定」⇒「投稿者情報」で登録を行うと、次回から、お名前・メルアド・電話番号の入力を省略できます
- 実際にニュース映像を撮影し・投稿した場合は、**名古屋局報道部 映像取材**までご連絡をお願いします。
(電話 052-952-7233)

みなさまから投稿していただいた動画などは、NHKのニュース番組やNHKのインターネットサイトなどで利用させていただきます。

特定非営利活動法人 愛知県防災士会規約の改正について。

平成 18 年 4 月 22 日に日本防災士会愛知県支部の発足に併せ支部会則として制定、以来三度にわたる改定を重ね支部の運営を行ってまいりました。

法人化の挑戦の挫折の中、平成 29 年度の事業計画により再度の支部の法人化に取り組み、申請のため定款の作成に取り掛かり、その後、数度にわたる当局の指導を受け乍ら、長年の念願であります法人化の認可に至りました。

平成 30 年に特定非営利活動法人愛知県防災士会として新たな組織として発足いたしました。

組織の法人化の施行に伴い定款に基づく組織としての規約の制定の必要が求められ、その内で令和 2 年 7 月の役員会において会則（規約）の制定（改正）を行うことが決議され 7 名のメンバーが指名を受けました。

規約改定 PT 主査：保坂 メンバー：宮沢・加藤（和）・石垣・梶岡・喜多村・阿部

コロナ禍の中、令和 2 年 8 月 14 日の第 1 回規約改定 PT 会議を皮切りに 12 月 25 日の第 5 回の会議をもっての審議を終了し令和 3 年 1 月 13 日の役員会に報告、審議の結果を得て承認され同日付けて発効に至りました。

以下主な改正点について報告いたします。

（末尾に NPO 法人愛知県防災士会、定款に基づく運用チャートを参照にして下さい）

1. 発足時の規約（当初は会則）に支部細則、役員選任細則により一括にして定められておりましたが新たな規約では会員、委員会、役員選任、倫理、費用弁償、顧問・参与の項目に区分し補足、規程により定義しました。
2. 慶弔、表彰の項目については付則により定義しました。
3. 規約、区分された補足の規程及び附則により組織の運用を行う。

特定非営利活動法人 愛知県防災士会規約にもとづき組織の運用を行っており、会員の皆様にはおかれましては拓かれた組織となりますようご一読されますようお願い申し上げます。

以 上

令和 3 年 7 月 31 日

日本防災士会愛知県支部規約

(NPO法人日本防災士会愛知県支部)

旧

(名称)

第1条 本会は、NPO 法人愛知県防災士会 (NPO 法人日本防災士会愛知県支部) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、名古屋市中村区亀島1-11-14 東特会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、NPO 法人日本防災士会会則第2条に基づき防災士相互の連携を密にするこ
とにより情報収集と発信に努め、防災士としての資質の向上を図り、併せて地域の 減
災と防災活動計画の策定の活動に対し、指導的な役割を果たすものとする。

(会員)

第4条 本会の会員は、日本防災士会機構が認証する防災士の資格を有し、NPO 法人日本防
災士会に入会登録をした会員で、愛知県に在住、または勤務し、本会に入会届を提
出した者とする。

(役員)

第5条 本会の運営にあたり、次の役員を置く。

理 事 15名以内 監 事 3名以内

2 理事は、次の職務を分担する。なお、理事の分担は、理事の互選により決める。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 委員長 若干名 (企画、財務、組織、研修、広報)
- (5) 会 計 1名

3 役員の選任は、別に定める細則による。

4 本会に顧問、参与、相談役を理事会の承認を得ておくことが出来る。

5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、NPO 法人愛知県防災士会を統括し会務を行う。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、会務を運営する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 委員長は、指名された委員会を統括する。
- (5) 会計 (財務委員長) は、本会の会計を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計の監査を行う。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、三役会、役員会、委員会とする。

三役会議は、重要事案について検討をする。理事長、副理事長、事務局長、顧問、
参与、相談役をもって構成する。 必要に応じ他の理事の参加を要請する。

役員会は理事により、委員会は委嘱されて委員長以下委員により、それぞれ構成する。

(総会)

第8条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回開催し、理事長が招集する。
- (2) 臨時総会は、役員会又は会員の2分の1以上の請求があった時に開催する。
- (3) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(役員会)

第9条 役員会は、理事により構成する。

- 2 毎月1回開催し、理事長が召集する。

必要に応じ理事長の申し出により、上記以外に臨時に召集することが出来る。

- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(委員会)

第10条 本会に次の委員会等を置く。

委員会等は、必要な都度開催し、各委員長等が召集する。

開催については、事前に事務局に連絡する。

- (1) 企画委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 組織委員会
- (4) 研修委員会
- (5) 広報委員会

(会議の成立、議決の方法)

第11条

- 1 総会、役員会は、構成員の3分の2以上によって成立する。

- 2 会議の議事は、出席構成員の過半数によって決め、可否同数のときは、理事長が決定する。

(総会の附議事項)

第12条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定改廃に関すること。
- (3) 建議要望に関すること。
- (4) 解散に関すること。
- (5) 役員改選に関すること。
- (6) その他重要なこと。

(活動)

第13条 本会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 防災士相互及び県市町村と連携し、協力して防災啓発活動を行う。
- (2) 地域での自主防災会の活動を支援する。
- (3) 防災に関する知識及び技能の資質の向上のための学習を行う。
- (4) 防災に関する情報の収集と発信を行う。
- (5) その他、防災に関する活動を行う。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれに充てる。

- 2 会費の額については、別に定める。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 会計報告並びに監査報告は、総会において行う。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、役員会において決定し、直近の総会において承認を得るものとする。

細 則

(役員選任)

第1条 理事・監事の役員に立候補しようとする会員は、事務局に所定の用紙を請求し総会開催日の10日前までに役員立候補届を本会事務局あて郵便により届出ること。

(会計監査)

第2条 会計監査は、事務局の申し出により年2回行うものとする。

2 中間監査及び年度末に監査を行う。

立会人は、理事長、事務局長、財務委員長とし、必要に応じ指名された理事により行う。

付 則

(講師謝金の取り扱いについて)

第1条 外部研修による謝金については、会計が収受する。

2 外部の研修について講師に交通費実費及び謝金として3,000円を支給する。

内部研修についても2項に準じるものとする。

但し、外部研修の参加応援者については、一律1,000円を支給する。

(役員会等の交通費について)

第2条 三役会議、役員会(理事会)、その他の会議等の開催時には、参加者に対し交通費の実費(公共機関で算出した額)を支給する。

2 委員会等の開催は、事前に事務局へ連絡の上、参加者に1項に準じて支給をする。

(業務の分担)

第3条 規約第10条の委員会の本務の他に次の業務を担当する。

(1) 組織委員会：会員への頒布品等の管理(購入及び販売、在庫)
購入販売等については、事務局及び会計と連携を図り、実施するものとする。

(2) 広報委員会：本会の研修に要する備品等の管理を行うものとする。
研修委員会と連携を密にして管理を行うものとする。

(慶弔)

第4条 会員の訃報の知らせが会員より事務局に連絡が入ったものに限り、故人への生前の功績に対し弔電を捧げる。

平成18年 4月22日 制定
平成26年 6月14日 改定
平成28年 7月30日 改定
平成29年10月12日 改定
平成30年 6月22日 改定

特定非営利活動法人 愛知県防災士会規約

(NPO 法人日本防災士会愛知県支部)

新

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人愛知県防災士会(NPO 日本防災士会愛知県支部)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は名古屋市中村区亀島1-11-14 東特会館におく。

(目的)

第3条 本会は、NPO 法人日本防災士会の「会員の活動理念」に基づき防災士相互の連携を密にし情報収集と発信に努め、防災士としての資質の向上を図り、併せて地域の減災と防災活動計画の策定の活動に対し指導的な役割を果たすものとする。

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、準会員、賛助会員に区分される。

2、本会は正会員により構成する。

3、正会員

認定 NPO 法人日本防災士機構が認証する防災士の資格を有し NPO 法人日本防災士会に入会登録をした会員で愛知県に在住、または他県より県内に勤務している者及び活動を希望する者について本会に所定の入会届を提出した者とする。

4、準会員

NPO 法人日本防災士機構が認証する防災士の資格を有し日本防災士会に入会していない者で規約第3条及び第5条に賛同し防災知識及び啓発活動のスキルアップの研鑽を志し所定の入会届を提出した者で、防災の資質の向上を計るため年間計画に基づくスキルアップ研修の履修に積極的に参加すること。

5、賛助会員

別に定める本会 会員規程第5条によるものとする。

(活動)

第5条 本会の活動は、次に定める。

- (1) 防災士相互及び県市町村と連携、協力し防災啓発活動を行う。
- (2) 地域での自主防災会の活動を支援する。
- (3) 防災に関する知識及び、技能の資質の向上のための学習を行う。
- (4) 防災に関する情報の収集と発信を行う。
- (5) その他、防災に関する活動を行う。

(役員)

第6条 本会の運営にあたり、次の役員をおく。

理 事 15名以内 監 事 3名以内

2、理事は次の職務を分担する。なお理事長については理事の互選により選出、以下の職務については、その適正を考慮し、理事の互選により決める。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 事務局長 1名

- (4) 委員長 若干名（研修、組織、広報、財務）
- 3、選任については別に定める本会 役員選任規程による。
 - 4、本会に顧問、参与を理事会の承認を得ておくことができる。
 - 顧問、参与の選任については別の定める本会 顧問・参与に関する規程による。
 - 5、監事候補者の選任については別に定める本会の役員選任規程第6条の定めによる。

（任期）

- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2、役員は辞任または任期満了後において後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

（欠員補充）

- 第8条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

- 第9条 役員が次の各号に該当する場合は、理事会の決議により、これを解任することができる。
- 2、心身の故障により職務の遂行が出来ない旨、申し出を受けた者及び自己の都合により理事会の欠席が1/3に及ぶと認められた時
 - 3、職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない（倫理規程に抵触）行為があつたとき。
 - 4、前項3により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

（役員の職務）

- 第10条 役員の職務は、次のとおりとする。
- 2、理事長はNPO愛知県防災士会を統括し会務執行の全責任を負う。
 - 3、副理事長は、理事長を補佐する。
理事長が任期中に都合により職を辞した場合、速やかに引継ぎが出来るよう予め副理事長を指名、公表し遅滞なく職務を引き継ぐものとする。
 - 4、事務局長は、本会の事務を統括する。
 - 5、委員長等は指名された委員会を統括し職務を遂行する。
 - 6、監事は本会の会計及業務の執行内容について監査を行う。

（会議）

- 第11条 本会の会議は、総会、三役会、理事会、委員会等とする。
- 2、三役会議は重要事案について検討をする。
理事長、副理事長、事務局長、顧問、参与をもって構成する、必要に応じ他の理事及び会員の参加を要請することができる。
 - 3、役員会議は理事及び監事により行い、但し参考として会員を招請することができる。

（総会）

- 第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 2、通常総会は、毎年1回開催し、理事長が招集し正会員により構成される。
 - 3、臨時総会は、役員会又は正会員の2分の1以上の請求があつた時に開催する。
 - 4、総会議長は、出席した正会員の中から選出する。

(役員会)

- 第13条 役員会は、理事、監事により構成する。
- 2、毎月1回開催し理事長が招集する。
必要に応じ理事長の申し出により上記以外に臨時に招集することが出来る。
 - 3、理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(委員会)

- 第14条 本会に次の委員会等をおく。
- 2、委員会等は必要の都度開催し、各委員長等が招集する。
開催については事前に事務局に連絡をすることとする。
 - 1、財務委員会
 - 2、組織委員会
 - 3、研修委員会
 - 4、広報委員会
 - 5、その他
 - 3、委員会は委嘱された委員長以下委員により、それぞれ構成する。
 - 4、職務については本会 委員会規程に定める。

(会議の成立、議決の方法)

- 第15条 1、総会、役員会は、正会員の3分の2以上によって成立する。
- 2、会議の議事は、出席構成員の過半数によって決め可否同数のときは、理事長が決定する。

(総会の附議事項)

- 第16条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (2) 規約の制定改廃に関すること。
 - (3) 建議要望に関すること。
 - (4) 解散に関すること。
 - (5) 役員改選に関すること。
 - (6) その他、重要なこと。

(会計)

- 第17条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれに充てる。
- 2、会費の額については本会 会員規程第6条によるものとする。
会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3、会計報告並びに業務、監査報告を監査により総会において行う。

(会計監査)

- 第18条 理事長は監事により年2回の会計監査を行うものとする。
- 2、中間監査及び年度末に帳票類と照合し監査を行う。
 - 3、立会人は理事長、事務局長、財務委員長とし必要に応じ指名された理事の参加により行う。
 - 4、監事は中間の会計監査の結果を理事会に報告し、会報により開示する。
年度末については業務監査を含め総会で報告する。

(規約及び付則の変更)

第19条 規約及び付則の変更は理事会の議決によって行うことができる。

2、規約、付則を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告し承認を得る。

附 則

(慶弔)

第1条 訃報の情報が会員より事務局に連絡が入った者について故人へ生前の功績に対し弔電を贈る。

(表彰)

第2条 長年わたり本会の活動に貢献した者が退任した場合、下記により感謝状を贈呈する。

- 2、代表（理事長）4期以上 理事（副理事長、監査を含め）5期以上勤めた者
- 3、内部研修及び外部研修の講師として長きにわたり（通算10回以上）指導を務めた者
- 4、会員の模範となる謙虚な功績（持続ある啓発活動の推進・積極的な研修会等の参加・その他本会への寄付行為（50千円以上））について会員の推挙により理事会で決議し贈呈する。
- 5、賞状に記念品は添えないものとする。

(出納業務)

第3条 出納業務については費用弁償規程の定めによるものとする。

平成 18 年	4月 22 日	制定
平成 26 年	6月 14 日	改定
平成 28 年	7月 30 日	改定
平成 29 年	10月 12 日	改定
平成 30 年	6月 22 日	改定
令和 3 年	1月 13 日	改定

特定非営利活動法人 愛知県防災士会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人愛知県防災士会（以下、「本会」という）の会員が
本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務について定めたものである。

(性 格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政の支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

(会 員)

(正会員)

第3条 正会員は特定非営利活動法人日本防災士会に所属し所定の手続きを得て本会（愛知県防災士会）に入会した者とする。

(準会員)

第4条 準会員は認定非営利活動法人日本防災士機構が認証した防災士で、NPO法人日本防災士会に入会していない者で本会の活動に理解を示し共に研鑽に励む者で所定の手続きを得て愛知県防災士会に入会した者。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は本会の目的、活動を理解し共に協力し活動を行っていく団体、個人によるもので所定の手続きを得て愛知県防災士会に入会した者。

(会 費)

第6条 定款 附則6項に基づき、会費（年）は、次の通りとする。

- (1) 正会員 1,000円（本部会費 5,000円を除く）
- (2) 準会員（個人） 1,000円
- (3) 賛助会員（個人） 10,000円
- (4) 賛助会員（企業） 20,000円（1口）

2、会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年分とする。ただし、毎年1月1日以降に入会し、その年の3月31日までに納入した会費は翌年度まで有効とする。

(会費の納入)

第7条 会員は、毎年当該年度の会費について上半期（10月）までに納入するものとする。当該年度の各種会員名簿に記載する。

年度の中途に入会した会員は入会の際に当該年度会費を納入するものとする。

2、当該年度の会費を翌年3月31日までに納入しなかった者は、定款第9条第3項を適用するが事務処理上は休会とし、継続して2年以上会費を滞納した時はその資格を喪失する。

3、 納付した会費は返還しない。

(役 割)

第8条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席及び議決権の行使、事業活動（外部研修、スキルアップ研修

- 等)への積極的な参加および支援を行うこと。
- (2) 準会員は規約第4条4項に定める活動に参加すること。
年間計画(研修委員会)により主催する防災のスキルアップ研修を履修すること。
- 2、会員は、本会が定める倫理規定を遵守すること。

(特典)

- 第9条 正会員及び準会員、贊助会員には、NPO法人愛知県防災士会が発行する会報等の資料、情報の提供を受けることができる。
- 2、本会が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。
- 2、この規程を変更した場合は理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は令和3年 1月13日より施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 役員選任規程

(目的)

- 第1条 この規程は、特定非営利活動法人愛知県防災士会(以下、「本会」という)の役員選任に関する規程を定めたものである。

(役員推薦委員会の設置)

- 第2条 役員選任を管理するため役員推薦委員会を設置する。
- (ア) 役員推薦委員会の委員は5名以内とし会員の中より有識者を理事会の承認を得て指名するものとする。
- (イ) 役員推薦委員長は委員の互選による。
- (ウ) 役員推薦委員会は、役員の選任の公示、立候補、推薦の受付、候補者の調整に当たる。

(役員選任の公示)

- 第3条 役員推薦委員会は役員を選任するため総会開催日の40日以上前までに役員選任について公示する。

(理事の立候補及び推薦)

- 第4条 理事に立候補する会員は、役員推薦委員会が公示した内容に従い期限内に、所定の立候補届に立候補の抱負、活動履歴及び推薦書を添え、役員推薦委員会に期日までに郵送により提出する。期日は総会開催日25日前とする。
- 2、理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員で、推薦者は2名以上とする。

(理事候補者選任の基準)

- 第5条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。
- 1、理事会は規約第6条1項による理事定数の5分の1を超えない範囲で理事会推薦候補を選任することができる。

- 2、 理事会推薦候補は防災の知識・技能を有する者でなければならない。
- 3、 立候補締め切り後、直ちに会報等で立候補者の立候補の抱負、活動履歴（推薦者）を会員に対し公示する。

（監事候補者の推薦）

第6条 監事候補者は、正会員の中から理事会が推薦するものとする。

（理事の選任）

第7条 理事及び監事の立候補者数が規約第6条1項の定数を超えた場合は公正を期すため選挙公示を行い総会期日10日前迄に選挙を行うものとする。

第8条 第7条を施行した選挙の結果を会員に公表し総会において報告する。

（立候補者が定数に満たない場合）

第9条 役員推薦委員会において立候補者及び推薦者と公正無比の立場で厳正に協議、調整の上、決定すること出来る。

（選任の公表）

第10条 第9条の発効により選任された場合は、役員推薦委員会は選任の過程を総会で報告し承認をえるものとする。

（理事の担当職務の指名）

第11条 理事長は互選により選任し、規約第6条2項により特定の理事に対し事務局長、研修委員長、広報委員長、組織委員長、財務委員長、その他、必要に応じ担当職務を指名することができる。

- 2、 理事長は、担当職務を指名した事務局長、研修委員長、広報委員長、組織委員長、財務委員長に対し職務遂行に応じた会議開催を委嘱することができる。
- 3、 指名を受けた理事は、担当職務について総会及び理事会決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。
- 4、 職務の内容については本会 委員会規程に定める。

（規程の改廃）

第12条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

2、この規定を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は令和3年1月13日より施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人愛知県防災士会（以下「本会」という）の規約第3条を具現化するため各種委員会の設置と、その職務、活動について必要な事項を定める。

(使 命)

第2条 各種委員会は年度に定める事業計画の推進に努めること。

(職務・活動)

第3条 規約第10条5項及び本会 役員選任規程第10条にもとづき委員会の職務を以下に示す。

2、事務局

- (1) 自治体、学会、NPO等との連携による効果的な社会貢献に資するため、その方策を企画立案する。
- (2) 外部よりの研修依頼について講演、ワークショップ依頼票により理事会において審議し決定する。(依頼側のニーズの把握及び講師の選定)
- (3) 各委員会の連携と調整を諮り、会員に寄与する委員会活動を推進する。
- (4) 各委員長と協議して委員会の活動費、事業費の効果的支援を行う。
- (5) 各委員長と連携し、本会の活動の推進に向けた運営を行うものとする。
- (6) 支部内の連絡を密にする連絡網（ホームページ等）の構築に努めること。
- (7) 各種書類等の保存、管理
 - 1、各種、会議議事録（年度ごとの総会、理事会を含む）
 - 2、研修委員会と連携し各種の研修会等の資料及び管理。
- (8) その他の業務

3、研修委員会

- (1) 会員のスキルアップに資する各種研修会等の企画立案し推進する。
(講演会、シンポジューム、外部研修会等（一泊研修含む）の各種行事等)
- (2) 外部よりの研修依頼に対し事務局と調整し会の総力を挙げて積極的に対応すること。
- (3) 支部が開催する各種研修会の指導、支援を行う。
- (4) 会員のスキルアップや研修開催に資するテキスト、資料の作成を行う。
- (5) 事務局と連携し研修記録の保存、管理を行う。
- (6) その他の業務

4、広報委員会

- (1) 本会の活動を、広く社会及び会員に周知するため広報活動を企画立案し会報「ぼうさいあいいち」は4回/年発行する。
- (2) 会員が地域において行う活動等について会報において広報、支援する。
- (3) ホームページ、メールマガジン等を活用した各種の情報提供を事務局と連携し企画立案すること。
- (4) その他の業務

5、組織委員会

- (1) 会員の活動をサポートする各種、頒布品等の管理（購入、販売、在庫管理）及び、防災啓発活動のツールの企画立案する。
- (2) 研修委員会と連携し研修に使用する備品等（アイテム）の財産管理を行う。その状況を総会で報告する。（備品台帳による管理）
- (3) 購入、販売については財務委員会と連携をとり進めるものとする。
- (4) 意見、要望の聴取に努め会員拡大、組織強化に関する企画（イベント）立案を行う。
- (5) 事務局と連携し支部内の連絡を密にする連絡網の構築に努めること。
- (6) その他の業務

6、財務委員会

- (1) 本会の会計を管理する。
- (2) 外部研修等による謝金について収受する。
- (3) 本会の報酬及び本会の費用弁償規程に従い費用弁償を行う。
- (4) その他の業務

（委員の選任）

第4条 各種委員会は委員会を活性化するため委員を若干名、選任する。

（委員会の開催）

第5条 委員会等の開催については事前に事務局に連絡をすること。

（規程の改廃）

第6条 この規程は理事会の議決により変更することが出来る。

2、規程を変更した場合は理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年1月13日から施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 愛知県防災士会（以下「本会」という）の倫理に関する内容について定めたものである。

（使命）

第2条 会員は、社会の防災力向上を目指す者として、その名誉を重んじ、社会的信頼が得られるよう努めなければならない。

(研鑽)

第3条 会員は、愛知県防災士会及び自己の活動に対する批判、評価等を謙虚に受け止め、自己の研鑽につとめるものとする。

(公平不偏・客觀性)

第4条 会員は、自己の利益や特定の者への利己的な追及び要求に迎合することなく、常に謙虚に防災に対する啓発と被災者支援の立場で公平不偏な姿勢で取り組み、客觀的かつ総合的に判断し行動する。

(相互協力)

第5条 会員は、防災活動に積極的に参加し、情報と経験を共有し相互に協力しあい誠意をもって遂行する。

(名誉と信義・自律)

第6条 会員は、常に防災知識に対する自己研鑽に努め、技術の向上により防災士としての名誉を重んじ公平無比の立場で、専門的に且つ規律ある態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

2、会員は、日本防災士会（本会も含む）や防災士に対する信用を損ねない行動を行ってはならない。

(秘密保持)

第7条 会員は退会後も、他の防災士並びに活動中に知りえた本会及び個人情報や他団体などの情報を漏らしてはならない。

(地位利用の禁止)

第8条 会員は、自己の立場を利用して自己また第三者の利益を損ねるような行為をしてはならない。

(通知)

第9条 会員は、他の会員に、この倫理規定に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時は、愛知県防災士会に通知する。

(再発防止)

第10条 会員は法令、社会規範を守り違反行為の再発防止に努めなければならない。

(倫理審査会の設置)

第11条 会員に規約（定款を含む）や倫理規定に違反する行為があった場合は倫理審査会を設置する。会議の準備は事務局で行う。

2、倫理審査会の会員は会員の中より選出（5名：事務局を除く）理事会において決定する。

(処分の審査)

第12条 第8条の通知を受けた場合において第10条による倫理委員会を開催、厳正に審査し処分を決める。

2、区分は除名、訓告、注意勧告とし結果を開示すること。

(報告の義務)

第13条 第11条の結果について会員に開示し、日本防災士会に対し報告する。

(規程の改廃)

第14条 この規程は理事会の議決により変更することが出来る、規程を変更した場合は速やかに会員に通知する。

附 則

この規程は令和3年1月13日より施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人愛知県防災士会（以下「本会」という）の理事、参与、顧問（以下「役員」という）会員の報酬及び費用弁償について定める。

(報酬及び費用弁償の支給)

第2条 役員等の報酬については特別の事由がある場合に限り理事会において別の定める。

- 2 役員等が会議（理事会）に出席した場合の他、公務のため出張したときは、費用弁償として旅費（公的交通機関で算出）を支給する。
- 3 役員等及び会員が本会から要請を受けて公務として出張したときは、費用弁償として旅費（公的交通機関で換算）及び宿泊を伴うものについてはその経費を支給する。日当は支給しない。

(報酬及び費用弁償の金額)

第3条 会員の報酬及び費用弁償の支給について。

- 2、規約第12条第1項の総会を除く会議について出席者に対し交通費（公的機関で算出）を支給する。
- 3、外部での研修（講演、講話及び実技研修を含む）及び内部研修の講師を努めたものに対し交通費の外に一律3,000円を支給する。
- 4、外部研修のファシリティーターとして参加した者（事前に申請したもの）について一律1,000円を支給する。
- 5、理事会の承認を得て会員が公務のため出張した場合は費用弁償として旅費（公的交通機関で算出）を支給する。
- 6、宿泊を伴うものについては宿泊費上限10,000円を支給する。
- 7、財務委員会は2, 3, 4, 5項の当該者に対し2ヶ月以内に本会の会計より支給するものとする。

(外部研修等の報酬及び費用弁償について)

第4条 外部研修等に関する費用弁償について以下に定める。

理事会の手続きを得て承認された外部研修等の報酬金額について

- 2、本会として、公的組織に対しては対価を定めてないため最低経費として擁する対価の支給の強制は求めないものとする。
 - 3、私企業よりの依頼に対してもは、講演、ワークショップ票による事前の打ち合わせ時にその対価について協議すること。
- その結果について理事会に報告し承認を得るものとする。
- 4、外部研修等による謝金は財務委員会に収納するものとする。

(報 告)

第5条 理事会において財務の現状について報告をする。

(規程の改廃)

第6条 この規程は理事会の議決により変更することができる。

- 2、この規程を変更した場合は理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年1月 13日から施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 顧問・参与に関する規程

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人愛知県防災士会（以下「本会」という）の規約第6条4項により顧問、参与について本規程において定める。

(顧 問)

第2条 顧問は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから理事会の推薦を得て、理事会が承認し委嘱する。

- 2 永年にわたり（10年以上）本会の代表（理事長）又は、これに準ずる役員を務め、本会へ多大な功績あった者で、その功績により最高、常任を呼称することができる。
- 3 前号に規定する以外の者で、防災及び災害支援、防災研究分野で顕著な功績があり指導的知見を有する者。
- 4、顧問は本会発展のため理事長に意見を具申するほか、理事会において必要な助言、支援を行う。

(参 与)

- 第3条 参与は、本会会員の中から次の各号のいずれかに該当する者に対し、理事会の推薦を得て承認し委嘱する。
- 2 永年にわたり（8年以上）本会の役員を務め本会の活動を積極的に行い他の会員の見本となるべき多大な功績が認められた者。
 - 3、参与は本会の発展のため理事長の求めに応じて、本会活動の各分野において事業や運営に携わることとし、本会会員及び役員の活動を補佐するものとする。

（任期）

- 第4条 顧問、参与の任期は、規約第6条5項に規定する役員任期と同じで再任は妨げず、理事の兼任を認める。

（規程の改廃）

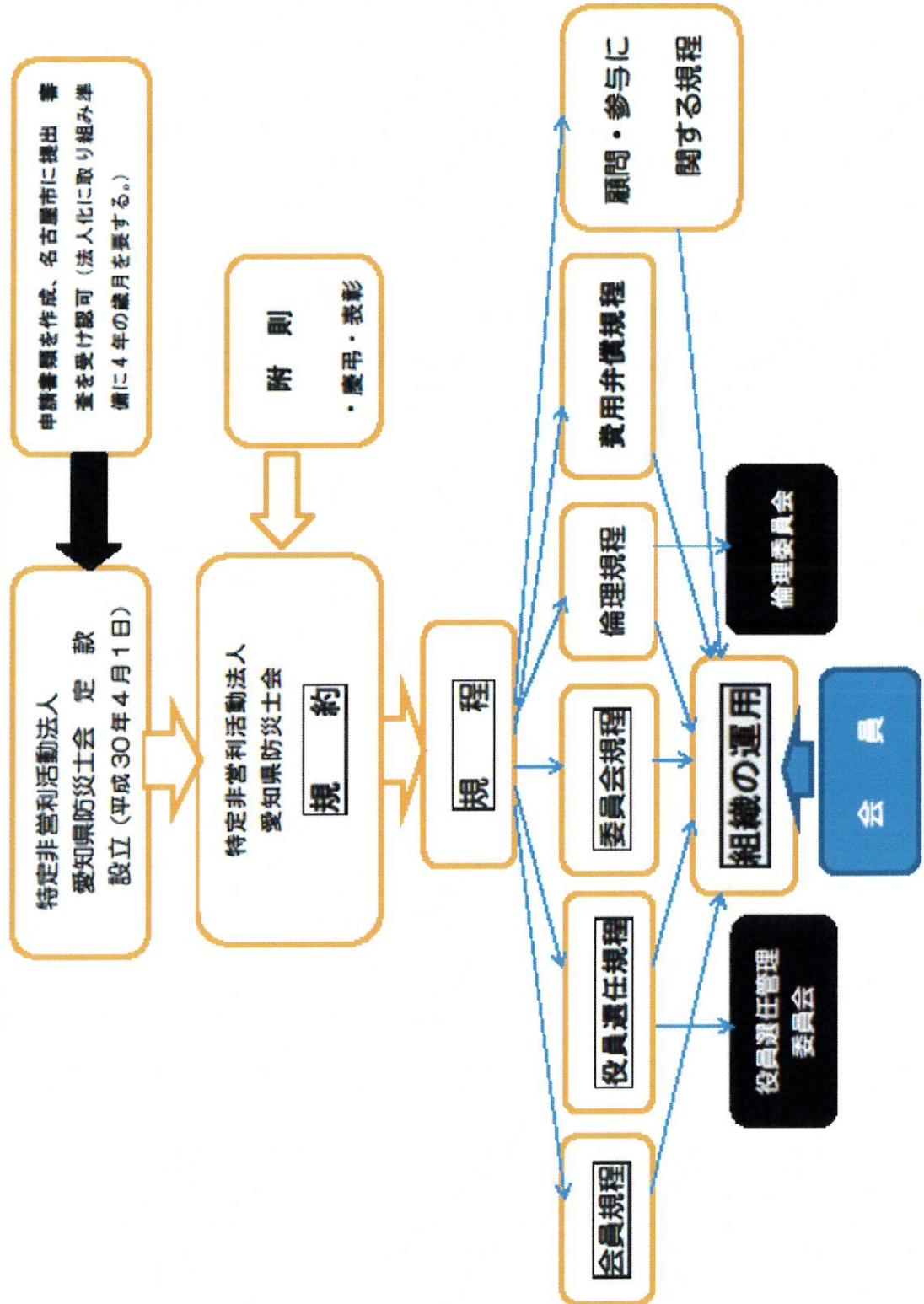
- 第5条 この規程は理事会の議決により変更することが出来る。
2、この規程を変更した場合は理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和 3年1月13日から施行する。

特定非営利活動法人愛知県防災士会 定款に基づく運用チャート

令2-9-10



～日本防災士会会員の活動理念～

- 第1 日本防災士会会員（以下「会員」という）は、地区防災力の向上に努め、防災協働社会の実現に寄与することを活動の基本理念とする。
- 第2 会員は、地区の防災活動に参画し、災害の事前対策、応急対策等、地区防災活動計画の策定・実施に関し、指導的役割を果たすものとする。
- そのために、次の事項に積極的に取り組むものとする。
- 1 会員相互のネットワークを構築し、協力関係を確立すること。
 - 2 地区防災活動のリーダーにふさわしい防災知識・技能の研さんによる努力をすること。
 - 3 自治体との緊密な連携を図ること。



NPO 法人 愛知県防災士会
広報委員会 編纂

〒453-0013

名古屋市中村区亀島1丁目11-14
東特会館内

